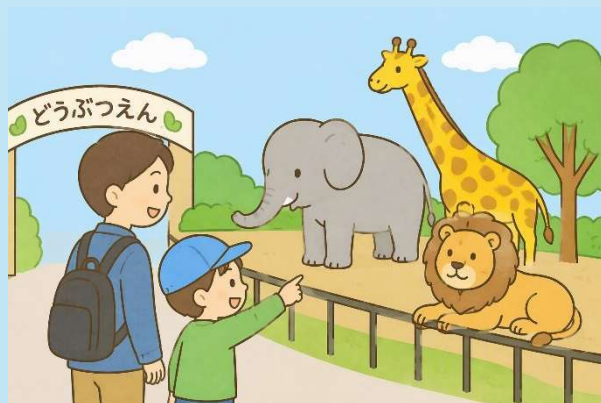


ラーケーションの日

ラーニング バケーション
Learning【学ぶ】 + **Vacation**【休暇】



富士市では、家庭での主体的な学び・体験的な学びを応援するために、令和8年10月13日より「ラーケーションの日」をスタートします。

子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休み（バケーション）を組み合わせた、平日だからこそできる学校外での活動を、お子様と一緒に計画してみませんか。

ラーケーションの日とは

ラーケーションとは、学ぶ（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語であり、平日に校外等で、子どもたちの興味・関心に応じた活動を保護者等と一緒にを行う日を「ラーケーションの日」といいます。

子どもたちが、平日に保護者等と共に活動することを通して、主体的に学び、課題を発見して解決する力を伸ばしてほしいと思います。

活動のポイント

事前に何について学ぶかをお子様と一緒に話し合ってください。この話し合うことも学びの一部です。また、遠くへ行かなくても、身近な場所にも“学びにつながる種”はあふれています。家の中での活動も対象となります。

例：水族館や博物館に行き、じっくりと見学や体験を行う。

景色を味わう、鳥の声を聴く、五感を使って自然に親しむ。

美術、音楽、演劇、スポーツ観戦など、人生を豊かにするものに触れる。

家庭科で学んだことを活かして、親子で一緒に料理を作る。

将来についての思いや悩みをじっくりと家族で話し合う。

取得日数

- ・1年ごとに3日間（1日単位）取得でき、連続して取得することができます。
- ・「欠席」にはなりません。
- ・必ず取得しなければいけないものではありません。

取得方法

- ・事前に「ラーケーションの日」取得届出書に必要事項を記入の上、学校に提出するだけです。
- ・届出書は、事前に学校に申し出て、紙で受けとるか、学校HPからダウンロードします。
- ・取得日の1週間前までに学校に届け出てください。

留意点

- ・必ず保護者等（父母、祖父母、成人した兄姉、その他成人した親族及び同居者）と一緒に活動してください。
- ・学校で設定されている「利用できない日」には、取得することはできません。
- ・休んだ日の授業内容は、家庭での自主学習で補ってください。
- ・給食費の返金はいりません。
- ・「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付金制度は適用されません。

ラーケーションの日に関するQ & A

Q 1 どのような活動内容であれば届け出ることができますか。

A 1 保護者等とともに活動することで、お子様が何か感じたり、考えたり、新しい発見ができたりする活動であれば届け出ることができます。活動が認められるか不安な場合は、遠慮なく学校にお問い合わせください。

Q 2 残ったラーケーションの日は、次の年に繰り越すことはできますか。

A 2 残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q 3 友達同士で一緒に取得することはできますか。

A 3 子どもたちそれぞれの保護者等の付き添いがあれば可能です。その際、「ラーケーションの日」取得届出書はそれぞれのご家庭で提出してください。

Q 4 ラーケーションの日を取得できない日はいつですか。

A 4 学校から、教育委員会が指定した日及び学校が定めた日をまとめた“お知らせ”が届きますので、そちらをご確認ください。

Q 5 「ラーケーションの日」取得日の1週間前を過ぎてしまっても届け出ることができますか。

A 5 速やかに学校に連絡をして、届出期間を過ぎた理由を説明してください。その上で、原則学校は受理する方向で対応します。なお、取得日当日や事後は受理できませんので、「家事都合」による欠席扱いとなります。